

浜坂南小学校いじめ防止基本方針

新温泉町立浜坂南小学校

令和6年4月1日改訂

1 学校の方針

校訓「強く、賢く、美しく」のもと、学校教育目標を「ふるさとを愛し、こころ豊かにたくましく生きる大庭ひたみちっ子の育成— 元気 やる気 思いやり —」と掲げ、全校児童が安心して学校生活を送り、充実した教育活動に取り組めるよう、教職員が児童とともに、いじめを許さない学校づくりを推進する。

そのために日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切かつ迅速に解決するために、「浜坂南小学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 基本的な考え方

本校では、「育てたい子ども像」として、旧大庭小学校時代から、児童を「ひたみちっ子」と呼んでいる。校歌の中にある「直路」（ひたみち）は、大正の頃、浜坂に向かって「真っ直ぐな道」「海へつながる道」、大庭街道がつくられ、「夢や希望、世界につながる道」を指し、子どもたちが「ひたみち」のように、真っ直ぐに希望に向かって、たくましく生きる子どもに育てほしいとの願いを込めて現在もこのように呼んでいる。

いじめについては、小規模校の利点を生かし、常日頃から教師集団が、教育相談等を通して、個々の児童の学校生活や家庭生活の状況を把握し、児童の微妙な変化に対応している。そして、教職員が児童とともに、いじめを抑止し人権を守る土壌を育み、いじめを許さない学校づくりを推進するため、以下の体制を構築し取り組む必要がある。

3 いじめ防止等の指導体制

(1) いじめの理解

ア いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

<文部科学省「いじめ防止対策推進法」より>

イ 基本的認識

- ① どの子どもにもどの学校でも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくい所で行われ発見しにくい。
- ④ 嫌がらせやいじわる等、多くの児童生徒が入れ替わりながら加害も被害も経験する。
- ⑤ 暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより生命、身体に重大な危険が生じる。
- ⑥ いじめは、態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑦ いじめは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者から仲裁者への転換を促すことが重要である。

(2) 日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。【別紙1】校内指導体制及び関係機関

また、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見のためのチェックリストを別に定める。

【別紙2】チェックリスト

(3) 未然防止等の年間指導計画

いじめの防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめの防止のための取組、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定める。

【別紙3】年間指導計画

(4) 組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。

【別紙4】組織的いじめ対応の流れ

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

- ア)「いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」(児童生徒が自殺を企図した場合等)
- イ)「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」(年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手)

※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」を含む。

【いじめ防止対策推進法第28条第1項】

(2) 重大事態への対応

新温泉町教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断する。調査の主体は学校または新温泉町教育委員会であり、特に次の場合は新温泉町いじめ問題調査委員会が調査を行う。

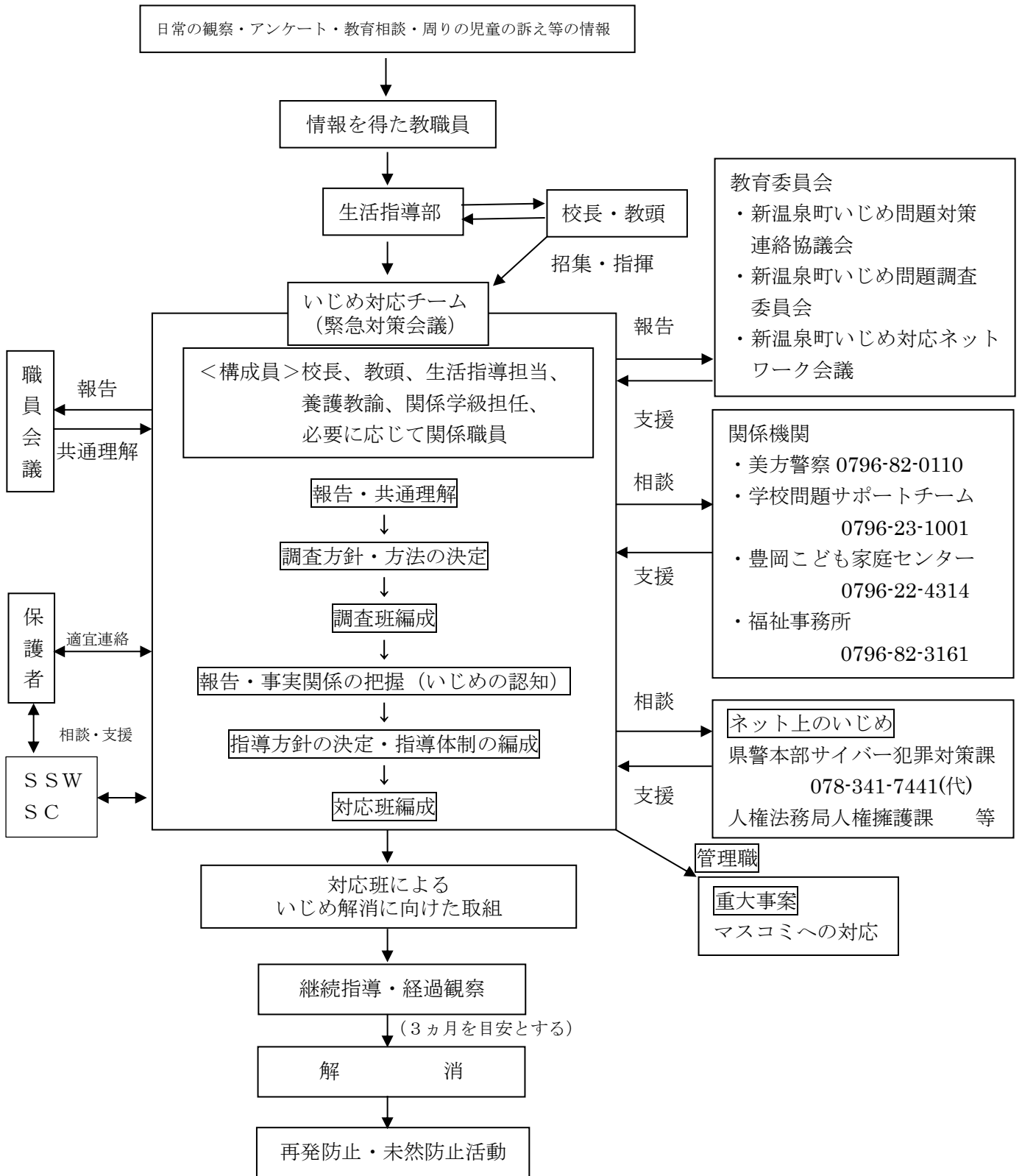
- 従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと設置者が判断する場合
- 学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合

5 その他の事項

地域に開かれた信頼される学校を目指している本校は、これまでも学校だより等を通して、情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、地域の理解を得るとともに取り組む必要があるため、策定した学校の基本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、学校運営協議会やPTA総会をはじめ、学級懇談会、家庭訪問などあらゆる機会を利用して保護者や地域に周知する。

また、いじめ防止等を実効性の高い取組を実施するため、学校の基本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ対応チーム」を中心に点検し、必要に応じて見直す。学校の基本方針を見直す際に、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するように努める。

【別紙 1】 校内指導体制及び関係機関



■被害者やいじめを知らせてくれた児童等に十分配慮し、事実確認をする。

- ・いじめを発見した時は、ただちに加害者、被害者の双方から事実関係を聞き取り、聞き取った内容については周辺児童からも状況を聞き取る。
- ・必要に応じて、全校あるいは全学年のアンケートを実施する。

■双方の保護者に説明をする。

■双方の保護者と関係職員を交えて、関係改善を行うとともに、傍観者への指導も行う。

【別紙2】チェックリスト

《いじめが起こりやすい・起こっている集団》

- 朝いつも誰かの机が曲がっている
- 掲示物が破れていたり落書きがあったりする
- 特定の子どもに気を遣っている雰囲気がある
- 整理整頓がされておらず、物が無くなりやすい
- 学級やグループの中で絶えず周りの顔をうかがう子どもがいる
- 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある
- 授業中、教職員に見えないようにいたずらをする
- 教職員がいないと掃除がきちんとできない
- グループ分けをすると特定の子どもが残る
- 些細なことで冷やかしたりするグループがある

《いじめられている子》

◎日常の行動・表情の様子

- わざとらしくはしゃいでいる
- 下を向いて視線を合わせようとしない
- 早退や一人で下校することが 増える
- 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
- いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている
- 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする
- おどおど、にやにや、にたにたしている
- 顔色が悪く、元気がない
- 遅刻・欠席が多くなる
- ときどき涙ぐんでいる

◎ 授業中・休み時間

- 発言すると友だちから冷やかされる
- 班編成の時に孤立しがちである
- 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
- 決められた座席と違う席に座っている
- 一人でいることが多い
- 教室へいつも遅れて入ってくる
- 教職員の近くにいたがる

◎ 昼食時

- 好きな物を他の子どもにあげる
- 食事の量が減ったり、食べなかったりする
- 教室で一人離れて食べている
- 他の子どもの机から机を少し離している
- 食べ物にいたずらされる
- 昼食時になると教室から出て行く

◎ 清掃時

- いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている
- 一人で離れて掃除をしている

◎ その他

- トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる
- 持ち物が壊されたり、隠されたりする
- ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている
- けがの状況と本人が言う理由が一致しない
- 必要以上のお金を持ち、友だちにおごるなどする
- 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる
- 理由もなく成績が突然下がる
- 服に靴の跡がついている
- 手や足にすり傷やあざがある

《いじめられている子》

- 多くのストレスを抱えている
- あからさまに、教職員の機嫌をとる
- 教職員によって態度を変える
- グループで行動し、他の子どもに指示を出す
- 活発に活動するが他の子どもにきつい言葉をつかう
- 教師が近づくと、集団が黙り込む
- 家や学校で悪者扱いされていると思っている
- 特定の子どもにのみ強い仲間意識をもつ
- 教職員の指導を素直に受け取れない
- 他の子どもに対して威嚇する表情をする
- 発言の中に差別意識が見られる
- 教師が近づくと、集団が分散する

【別紙3】年間指導計画

	職員会議等	未然防止に向けた取組	早期発見に向けた取組	職員会議等	
4月	いじめ対応チーム 指導方針・計画作成	入学前のこども園との 情報交換		職員会議等 ・いじめ対応チームは、児童 の情報交換、要配慮児童 等について会議を行う。	
	家庭訪問	学級づくり	授業公開		
	学級懇談会	あいさつ運動(年間)			
	学校運営協議会		児童理解の会		
5月		職員研修会		未然防止に向けた主な取組 ・入学前にこども園との情報 交換をする。 ・いじめを許さない学校づくり を進める。 ・年間を通じて、0・8・4のつ く日のあいさつ運動を実施 する。 ・児童会活動を活性化させ る。(校外児童会、あいさ つ・そうじ・あとしまつなど) ・春の交通立ち番・秋の交通 立ち番・毎月1日の交通 立ち番を実施する。 ・全校生が縦割り班で活動 する「ふれあいタイム」を実 施する。 ・バイカモ(梅花藻)について 学習する。 ・バイカモマラソン大会を実 施する。 ・本校の水槽でサケの稚魚 を飼育し、放流する。 ・山陰海岸ジオパークに学 ぶ遠足を秋に実施する。 ・すこやかクラブ等との交流 を推進する。 ・祭礼等の地域の行事に参 加する。	
	保護者へ啓発	修学旅行			
	幼小連携		児童理解の会		
6月	事 案 発 生 時		生活アンケート①		
			児童の教育相談週間 児童理解の会		
7月			期末個別懇談会 児童理解の会		
8月	い じ め 対 応 チ ーム	幼小連携	奉仕作業参加		
		カウンセリング研修	人権学習		
		学校運営協議会	カウンセリング研修		児童理解の会
9月	職 員 会 議		PTAあいさつ運動		
			地域祭礼参加		健康相談
			遠足		児童理解の会
10月	職 員 会 議	学校運営協議会	人権参観日	オープンスクール	
			自然学校	授業公開	
			地域行事参加	児童理解の会	
11月	職 員 会 議		学習成果発表会	生活アンケート②	
				情報教育アンケート	
				児童の教育相談週間 児童理解の会	
12月	職 員 会 議	学校運営協議会		期末個別懇談会 児童理解の会	
				児童理解の会	
1月			児童理解の会		
2月	職 員 会 議	学校運営協議会		生活アンケート③	
		幼小連携	入学説明会	児童の教育相談週間	
		小中連携授業	小中連絡会	授業公開 児童理解の会	
3月	い じ め 対 応 チ ーム			学年末教育相談会	
		本年度のまとめ		児童理解の会	
				早期発見に向けた主な取組 ・あいさつ運動 ・生活アンケート ・情報アンケート ・教育相談(児童) ・個別懇談(保護者) ・児童理解の会 ・授業公開	

【別紙4】組織的いじめ対応の流れ

